

4 WTO、EPAの動向

環境関連物品の貿易に関しては、世界貿易機関（WTO）のドーハ閣僚宣言においても記述がなされており、その貿易の在り方をめぐって、今後も検討を進めることとされている。

また、今後、我が国は東アジア諸国を始めとして、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）の締結を進めており、これに伴って物品・サービス等の流れが増大していくことが予測されている。

【WTOドーハ・アジェンダにおける位置付け】

ドーハ閣僚宣言（平成13年11月14日カタル・ドーハ）

パラ31 貿易と環境

貿易と環境の相互支持性を高める観点から次の交渉に合意。

- ・環境関連の物品及びサービスに対する関税及び非関税障壁の削減または、適切な場合の撤廃

出典：外務省HPより抜粋

【環境関連物品・サービスの例】

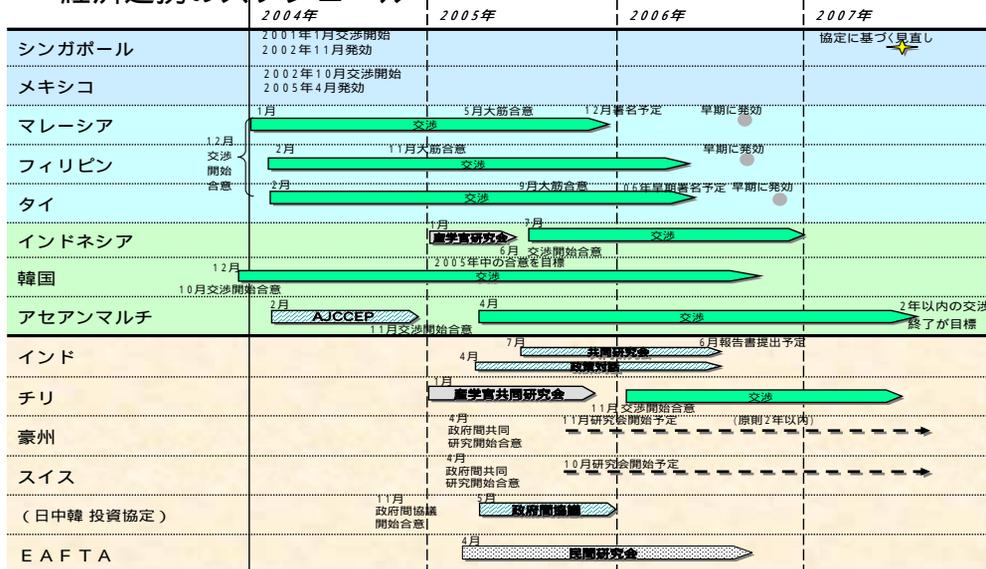
- ・自動車用触媒
 - ・エア・フィルター
 - ・排水管理コンサルティング 等（WTO HPより）
- 環境関連物品・サービスの内容（定義）については、WTO「貿易と環境委員会」で審議することとされている。（米国は”Re-manufactured Goods”に対する貿易障壁の低減を提案）
- 具体的な関税や非関税障壁の削減内容については、非農産品の市場アクセス交渉の中で議論されることとされている。

【3Rイニシアティブ閣僚会合における位置付け】

議長総括 パラ12

世界貿易機関（WTO）ドーハ・マニフェストで検討されている環境関連物品とサービスのリストの作成は、環境と経済の双方にとってウィン・ウィン（win-win）の機会を提供することが指摘された。

【今後我が国が締結を検討しているEPA、FTAの概要】 経済連携のスケジュール



日アセアンEPAの効果試算

日アセアンEPAが成立した場合の日本経済に与える影響を経済分析モデル（GTAPモデル）で試算。

- ・ GDPの増加：



- *1) ハーバート教授・飯倉氏による試算。
 - *2) 経済産業研究所 川崎研一博士による試算
- （注）上記により試算される効果のなか、企業経営の効率化等により企業収益の改善、経済活性化の効果もたらされることが期待され、これらが相乗的に影響し合うことにより、更に大きな経済効果もたらされると予想される。

（参考）

仮に1.1兆円～2兆円のGDP増加が国内で起きた場合、
約15万人～約26万人の雇用機会が創出される。

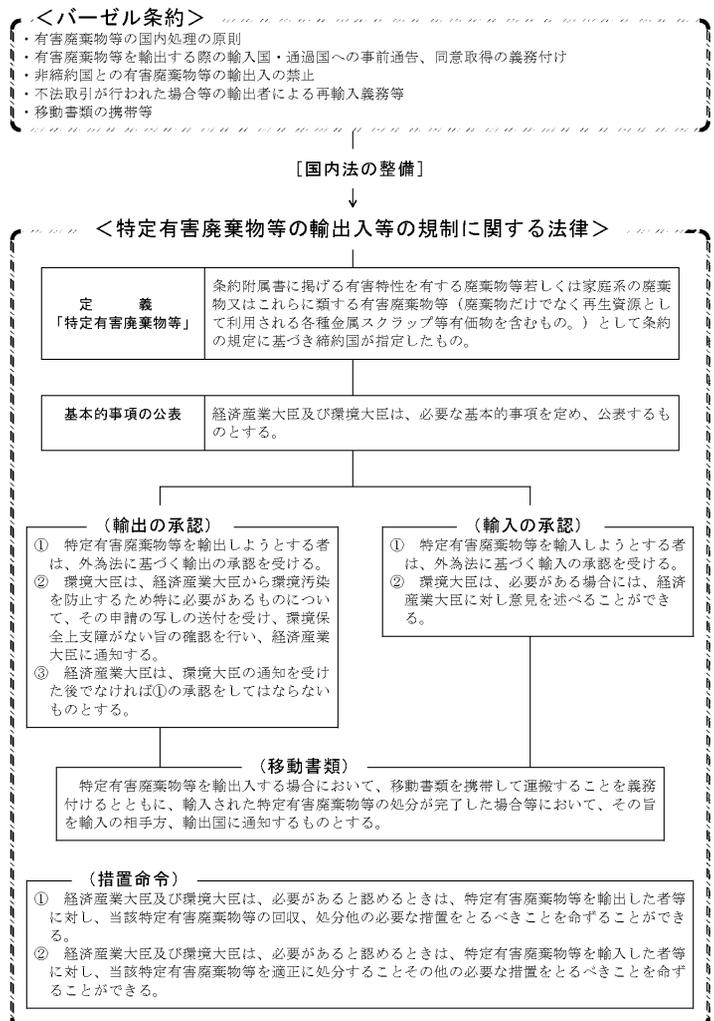
（経済産業省試算）

5 バーゼル条約の枠組み、規制対象物の考え方

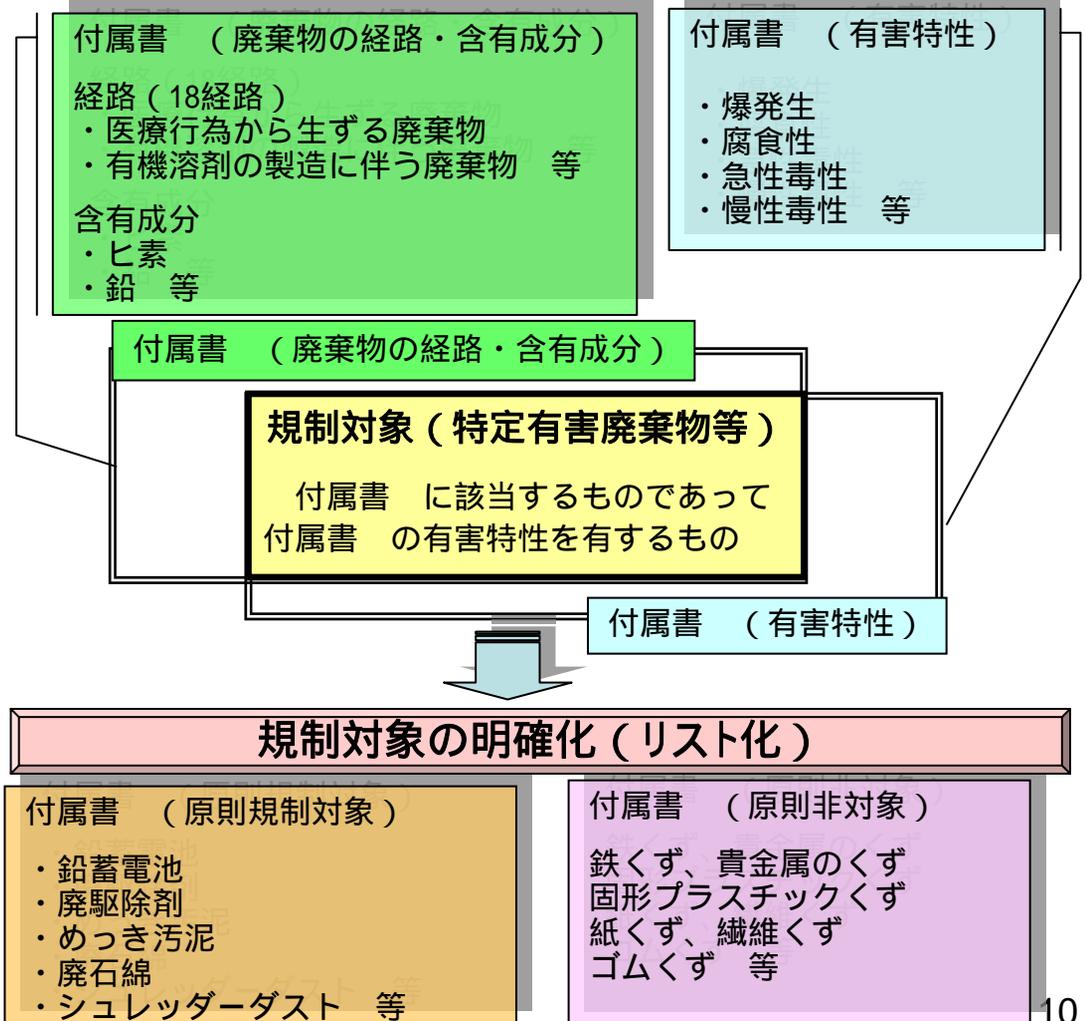
有害廃棄物及び他の廃棄物の発生・処理から生じる悪影響から健康・環境を保護するため、1992（平成4）年5月に「有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（バーゼル条約）が発効し、我が国も1993（平成5）年に同条約に加入した。また、その履行のための国内法として、1992（平成4）年12月に「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル法）を制定している。

バーゼル条約では、廃棄物の排出経路や有害特性等を踏まえて、規制対象を示しており、これを受けて、バーゼル法に基づく告示において、規制対象物品と規制対象外の物品を示している。

【バーゼル法の概要】



【バーゼル条約の規制対象物の考え方】



6 近接性の原則等の国際的な原則について

循環資源の国際的な移動に関しては、その適正な利用及び処分を確保する観点から、近接性の原則等の法的原則が適用されるものと考えられており、バーゼル条約等において、その考え方が規定されている。

【循環資源に係る国際的な原則】

廃棄物の適正処理

発生抑制の原則：（バーゼル条約第4条の2(a)）

社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

汚染者負担の原則：

（国連環境開発会議リオ宣言：原則16）

国の機関は、汚染者が原則として汚染による費用を負担するとの方策を考慮しつつ、また、公益に適切に配慮し、国際的な貿易及び投資を歪めることなく、環境費用の内部化と経済的手段の使用の促進に努めるべきである。

（バーゼル条約：第4条の10）

有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。

排出者責任（廃棄物処理法第3条）

拡大生産者責任（OECD「拡大生産者責任ガイダンス・マニュアル」、容器リサイクル法、家電リサイクル法）

近接性の原則：

廃棄物の処理は原則として、可能な限り発生場所に近接した場所で行う。（特定の廃棄物について環境上及び経済上適正な手段によって、比較的離れた特別な施設において処理することも認める。）

原則的に廃棄物管理は廃棄物の発生国内で行う。

廃棄物の処理が自国内で行えないなど特定の技術等が必要な場合に広域的な視点で処理を行う。

国内処理の原則：

（バーゼル条約第4条の2(b)）

有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所いかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。

（廃棄物処理法第2条の2）

- 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

- 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

国際移動最小限化の原則：

（バーゼル条約第4条の2(d)）

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。

事前通告及び同意の原則：

（バーゼル条約第6条）

バーゼル条約では指定された有害廃棄物の輸出入についての事前通告と輸入国の同意を義務化している。

予防的な取組方法：（国連環境開発会議リオ宣言：原則15等）

環境を保護するため予防的措置は、各国において、その能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれのある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない。

7 二国間協定の概要

バーゼル条約には、2005年3月現在で163ヶ国と1機関（EC）が批准・加入しているが、米国*は未だ加入していない。
 また、バーゼル条約では、二国間、多国間及び一定の地域において環境に悪影響を及ぼさない限りで別の協定を締結することが認められており、既に複数の二国間協定が発効している。

【バーゼル条約の批准・加盟国】

- 西欧その他(27か国1機関)**
 オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、EC等
- 中東欧(22か国)**
 ブルガリア、クロアチア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア等
- 中南米・カリブ諸島(30か国)**
 ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、メキシコ等
- アジア太平洋(42か国)**
 カンボジア、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、韓国、タイ、ベトナム等
- アフリカ(42か国)**
 アルジェリア、カメルーン、エジプト、エチオピア、ケニア、ナイジェリア等

【二国間協定等の概要】

*米国はバーゼル条約に加盟していないが、資源回収目的の場合、OECD理事会決定に従って輸出入することができる。

バーゼル条約 第11条（二国間の、多数国間の及び地域的な協定）

1 第4条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。

2 (略)
 (第4条5 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することは許可しない。)

報告国	締結相手国	適用範囲	締結年月
オーストラリア	東ティモール	有害廃棄物の越境移動	2002年11月4日
カナダ	アメリカ合衆国	資源回収/最終処分目的の有害廃棄物の越境移動	1986年10月28日
コスタリカ	アメリカ合衆国	処理のためのアメリカ合衆国への有害廃棄物の輸出	1997年9月30日
フィンランド	ケニア	ハロゲン化有機化合物に汚染された有害廃棄物の処理のためのケニアからの輸入	1997年3月7日
ドイツ	アフガニスタン	環境要求を満たすためのアフガニスタンからの有害廃棄物の輸入	2002年11月9日
ドイツ	KFOR/NATO	KFOR/NATO出動によりコソボで生じた廃棄物の環境適正処理のためのドイツへの輸出	2000年2月15日
ドイツ	ジンバブエ	ドイツへの廃棄物の輸出	1994年5月31日
マレーシア	アメリカ合衆国	マネジメント目的の米国への有害廃棄物の輸出	1995年3月10日
メキシコ	アメリカ合衆国	有害廃棄物の越境移動	1986年11月12日
フィリピン	アメリカ合衆国	米国への有害廃棄物の輸出に関する枠組合意	2001年9月20日

8 OECDルールの内容

バーゼル条約に位置付けられた多国間協定の一つとして、我が国も加盟しているOECDでは、加盟国間での有害廃棄物の輸出入について独自のルールを策定しており、廃棄物の適正処理が確保されることを前提として、輸出された廃棄物の輸入国内での適正処理の確認の義務などの手続を簡素化している。

【OECDルール：C(92)39/FINAL（1992年3月理事会決定）】

- ・資源回収目的の廃棄物の越境移動を規制し、**処分目的の廃棄物の移動はバーゼル条約に基づくこととする。**
- ・資源回収目的の廃棄物を有害性に基づいて、緑色、黄色、赤色の3種に分類していたが、バーゼル条約の規制対象・対象外リストに沿う形で**2001年から緑色と黄色の2種の分類に変更した。**

	規制	対象
<p>緑色リスト掲載廃棄物</p> 	<p>資源回収の過程での環境・健康へのリスクが低い廃棄物。（バーゼル条約規制対象物でも数品目については掲載されている。）通常の商品と見なされる。（原則として規制なし。） ただし、緑色リスト掲載廃棄物でも、ある国の国内法で有害とされる場合は規制対象。</p>	<p>バーゼル条約の付属書IX（原則非対象）に掲載されているもの等。 金属・合金。固形プラスチック、紙、ガラス、セラミック、繊維、ゴム、食品産業などの廃棄物。</p>
<p>黄色リスト掲載廃棄物</p> 	<p>健康・環境リスクの伴う有害廃棄物。バーゼル条約と異なり、輸出された有害廃棄物が輸入国内で環境上適正に処理されることの確認を義務付けていない。</p>	<p>バーゼル条約の付属書（特別の考慮を必要とする廃棄物）及び（原則規制対象）に掲載されているもの等。鉄鋼産業からの廃棄物、鉛蓄電池、廃駆除剤、廃石綿、汚泥など</p>

バーゼル条約とOECDルールの相違点

いずれの取り決めでも、有害廃棄物の輸出入に際して事前通告及び同意の回答の受領が義務付けられているが、OECDルールでは、手続が部分的に簡素化されている。また、例えば石炭灰や電子部品スクラップがOECDルールでは原則規制対象外となるなど規制対象の内容も一部異なる。

OECDルール：
資源回収目的の有害廃棄物等の越境移動を規制

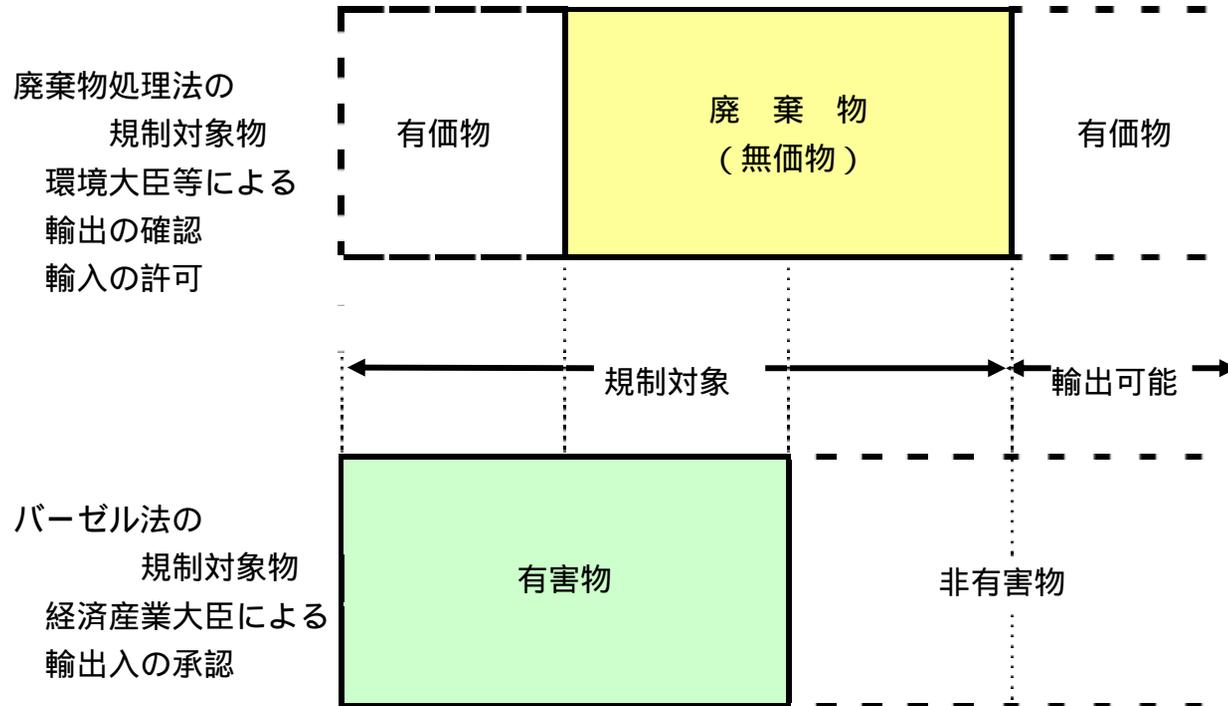
バーゼル条約BAN改正案：
先進国から非OECDへのリサイクル目的も含めて移動禁止

バーゼル条約：有害廃棄物等の越境移動を規制



ただし、我が国では、廃棄物については、廃棄物処理法に基づく輸出入の手続が必要である。

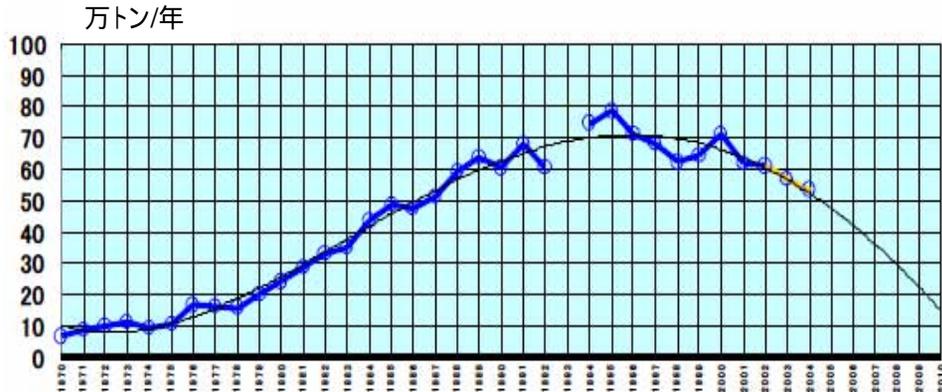
9 バーゼル法と廃棄物処理法の規制対象物の関係



10 ブラウン管ガラスカレットについて

テレビのブラウン管（CRT）のように、鉛等の有害物質を含む物質でも、我が国内での生産量は極めて少なく、アジア等の生産基盤において生産過程に戻すことが循環資源の適正な利用に資するという場合もある。

【国内のブラウン管ガラス生産量の推移】



出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料

【テレビの再生利用方法】

名称	主要素材	どう生まれ変わる？
ブラウン管	ガラス	<ul style="list-style-type: none"> ・パネル/ファンネルを分割すれば再びブラウン管ガラスに ・分割できなければミックスガラスとして路盤材などへ
	防爆バンド（鉄） マスク（合金）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄素材に ・鉄素材、鉄合金素材に
スピーカ	磁力、紙	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では埋立処分
プリント基板	紙入り樹脂 電子部品、はんだ	<ul style="list-style-type: none"> ・非鉄精錬所で、鉛などの貴重金属を回収
消磁コイル	純銅	<ul style="list-style-type: none"> ・銅素材に
偏向ヨーク	フェライト、純銅	<ul style="list-style-type: none"> ・銅素材に
キャビネット	プラスチック、木材	<ul style="list-style-type: none"> ・木製キャビネットは埋立処分 ・プラスチックは再びプラスチックに ・難しい場合はサーマルリサイクル
配線材、ネジなど	銅線、被覆材、鉄	<ul style="list-style-type: none"> ・銅、鉄は素材回収 ・塩化ビニルは埋立処分

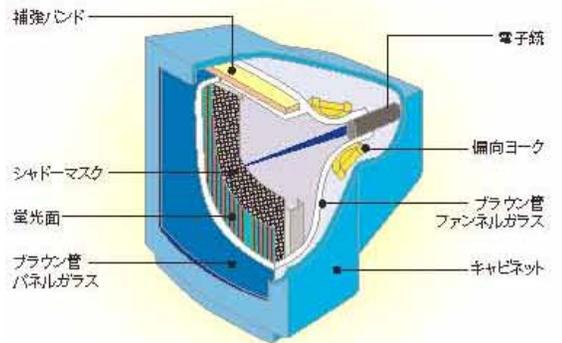
出典：永田勝也監修/上野潔、時田祐佐、松村恒男著(2001)「家電製品のリサイクル100の知識」

【アジア地域のテレビ生産基盤】

国名	JEMA会員企業	現地企業法人名	操業開始	業種・事業内容
インドネシア	東芝	P.T.Toshiba Display Device Indonesia	1995年12月	カラーブラウン管製造販売
タイ	東芝	Toshiba Display Electric Industries Co.,Ltd.	1988年8月	テレビ用カラーブラウン管の製造
中国	松下電器グループ	北京・松下彩色顕像管有限公司 (Beijing・Matsushita Color CRT Co.,Ltd.)	1987年9月	カラーテレビ用ブラウン管
マレーシア	松下電器産業	Matsushita Display Device Corporation(M)Sdn.Bhd.	1990年10月	カラーブラウン管の製造

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ資料

【テレビを構成する代表的部品】



出典：経済産業省「家電リサイクル法ガイドブック」

1 1 循環資源の管理に対する考え方の相違等からの国際的なトラブルについて

有害廃棄物等の適正な輸出入を管理するため、バーゼル条約に基づく制度の運用を行っている。また、廃棄物処理法においては、国内廃棄物については国内で処理することを原則としている。
我が国からの海外への廃棄物等の輸出に関し、フィリピン、中国等で問題となった事例が生じている。

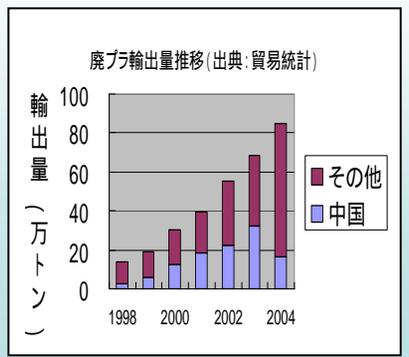
【過去の違法な輸出事例】
1999年に栃木県小山市の産業廃棄物処理業者が医療廃棄物を再生用古紙と偽り、フィリピンに輸出した事件が発生した。
1999年12月、バーゼル条約違反であるとして、フィリピン政府より日本政府にごみの回収が要求された。これは、1993年に同条約に加盟した日本にとって初の回収・処理事例となった。

【政府の対応】
政府が行政代執行により2千トンを超える廃棄物を速やかに日本に持ち帰り処理を行った。
事件を契機に、廃棄物の不法輸出の再発を防止し、適正な処理を推進するため、廃棄物の不法輸出防止に関する関係省庁連絡会議を設置した。
代執行に要した費用：総額約2億8千万円
(回収費用約6千万円、処理費用等約2億2千万円)

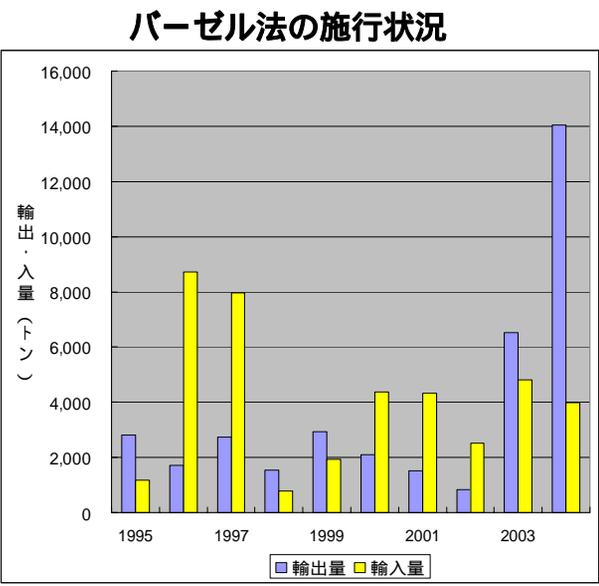


日本の廃プラスチックの輸出量は年々増加しており、2003年にはその半分近くを中国への輸出が占めていた。
2004年5月、我が国から中国に輸出された廃プラスチックの品質が中国国内基準に違反するとして、中国は、日本からの廃プラスチックの輸入を停止した。
日本政府は廃棄物の無確認輸出の罰則強化や中国国内基準の周知等の再発防止策を講じた。

中国は、廃プラスチック輸入停止措置を2005年9月20日に解除した。



- バーゼル条約**
(平成4年5月発効、平成5年12月加入)
- ・条約批准・加入国157カ国と1機関
 - ・有害廃棄物等の国内処理の原則
 - ・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
 - ・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
 - ・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
 - ・移動種類の携帯等



1 2 東アジア諸国における法整備状況

アジア諸国の循環資源関連の法制度の整備状況をみると、廃棄物処理に関する法律はほぼ全ての国で整理されている一方、全国レベルでの法的枠組みによるリサイクル制度は、現在検討中の場合も含まれるものの、未整備の国がほとんどとなっている。

また、国内産業保護等の観点から、廃棄物等の輸出入に係る法規制を設けている国も存在している。

【アジア諸国の法整備状況の概要】

	廃棄物処理関連	3R 関連					廃棄物・中古製品の輸出入関連	
		基本法	容器包装リサイクル	家電リサイクル	自動車リサイクル	その他	廃棄物・循環資源	中古製品
中国	固形廃棄物環境汚染防止法(1995)	資源総合利用の展開に関する暫定規定(1985) クリーン生産法(2003) 循環経済促進法(2007年春制定予定)	包装資源リサイクル暫定管理規則(1998)	検討中(2004年9月に草案公表、パブリックコメント済み)	検討中	タイリサイクル法(検討中) 電子情報製品生産汚染防止管理便法(中国版RoHS)(2006年予定)	廃棄物輸入環境保護管理臨時規定(1996)	中古機電製品輸入管理強化に関する通知(1997)
香港	廃棄物処理条例(1980)						廃棄物処理条例(1980)	
台湾	廃棄物管理法(1974)	資源回収再利用法(2002)					再生資源規制域禁止輸入輸出管理弁法(2003)	
韓国	廃棄物管理法(1986)	資源節約及び再利用促進関連法(1992)	包装及び包装廃棄物管理制度(1993)	家電リサイクルに関する規制(1993)	検討中	食品リサイクルに関する規制(2003) 建設廃棄物リサイクル法(2003)	国境を越える廃棄物移動及び処分関連法(1995)	
タイ	工場法(1992)						有害物質法(1992)	中古の電子・電気機器器具に係る輸入規制(2003)
マレーシア	指定産業廃棄物に関する環境規則(1989)						関税(輸出禁止)指令(1998) 関税(輸入禁止)指令(1998)	
シガポール	環境公衆衛生法						有害廃棄物(輸出入、移動管理)法(1998)	
インドネシア	有害廃棄物の管理に関する政令(1994)						有害廃棄物の管理に関する政令(1994) 環境管理庁長官告示(1995)	工業商業大臣決定(中古商用車、中古バスの輸入規制)
ベトナム	環境保護法(1994) 有害廃棄物管理規則(1999)						科学技術環境省決定(2001)	科学技術環境省決定(2001)
フィリピン	環境適合的固形廃棄物管理法(2001) 有害核廃棄物管理法(1990)						有害核廃棄物管理法(1990) 共和国法第4653号(古着、ぼろ、中古車、中古部品の輸入禁止)(1996)	
日本	廃棄物処理法(1970)	循環型社会形成基本法(2000) 資源有効利用促進法(1991)	容器包装リサイクル法(1995)	家電リサイクル法(1998)	自動車リサイクル法(2002)	建設リサイクル法(2000) 食品リサイクル法(2000)	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(1992) 廃棄物処理法(1970)	

出典：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキング・グループ「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現に向けて<参考資料集>」に加筆

1.3 アジア各国のバーゼル条約批准状況及び再生資源等に関する輸入規制

アジア主要国のほとんどが既にバーゼル条約を批准しているほか、中古機械等の輸入に際しては、国内産業保護の観点や環境問題を防止していく観点から、一定の制限を設けている場合がみられる。

【アジアでのバーゼル条約批准状況及び循環資源等に関する輸入規制】

国名	条約批准年	循環資源に関するその他の輸入規制
日本	1993	「廃棄物」の場合は、バーゼル条約対応法だけでなく、廃棄物処理法上の手続きも必要
韓国	1994	
中国	1991	再生資源および中古機電（食品加工設備、石油化学工業設備など）の船積み前検査。中古家電は原則輸入禁止。輸入できる再生資源の種類を、古紙、廃プラスチック、鉄スクラップ、銅スクラップなどに限定
香港		1国2制度のもと、バーゼル条約に対応した手続きを定めている。BAN改正案に対応する規制も導入
台湾		バーゼル条約には加盟していないが同様のしくみを国内法で規定。ミックス・メタルの輸入を1993年に禁止
フィリピン	1993	中古自動車の輸入は原則として禁止。中古タイヤも輸入禁止。中古家電は、事前通知の対象にしている
インドネシア	1993	有害廃棄物および廃プラスチックは輸入禁止。その他の再生資源および中古資本財・中古バスについては船積み前検査
シンガポール	1996	
マレーシア	1993	
ベトナム	1995	廃棄物は、一部の再生資源を除き、輸出入を全面的に禁止
タイ	1997	中古自動車の輸入は個人用等に限定されている。中古農業用機械は船積み前監査が必要。中古家電は製造後3年以内、中古複写機は製造後5年以内なら輸入できる。廃タイヤの輸入を2003年5月から禁止
バングラデッシュ	1993	中古機械は、残存耐用年数が10年以上であるとの検査証明書が必要。中古車は、排気量1649cc以下から製造後4年以内のもののみ輸入可能
スリランカ	1992	新車登録後、3年以上の乗用車、5年以上のバンおよびトラックは輸入禁止
インド	1992	中古機械の船積み前検査。製造後10年以上たっている中古機械設備は、原則的に輸入禁止

出典：小島道一「国際リサイクルと循環資源輸出入規制」『GLOBAL NET』2005年8月